

I 概要

埼玉大学では、経済的な理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる者に対して、授業料免除又は徴収猶予を行っています。希望者は、本しおりを熟読のうえ以下のとおり申請してください。

1. 申請資格

授業料免除又は徴収猶予の申請資格は、本学の大学院生（研究生・科目等履修生を除く）で、授業料を滞納していない者です。なお、留年している者又は最短修業年限を超えている者は申請資格ありません。ただし、下記の①②で示す期間内は、指導教員等の「推薦書」（様式10）がある場合限り申請を行うことができます。

①大学院生（修士課程・博士前期課程）

最短修業年限（2年）を超えた、最初の1年間までの者

②大学院生（博士後期課程）

最短修業年限（3年）を超えた、最初の2年間までの者

「経済の基準」は「別記」のとおりです。

2. 申請方法及び受付期間

申請できる授業料の免除等の期間は、2021年度授業料の前期のみ、もしくは前後期一括のどちらかです。「家計調書」でどちらかを選択してください。前後期一括で申請する者は、後期に改めて出願する必要はありません。なお、秋入学者の最終年次の学生は前期のみの申請しかできません。最短修業年限を超えた場合は、推薦書を添えて後期に再度申請してください。

免除申請は以下の第一段階申請と第二段階申請を適切に行うことで手続き完了となります。第二段階申請をしないと審査されず、書類不備者として不許可になります。受付期間後は、いかなる理由があっても受け付けませんので必ず期間中に申請してください。

第一段階申請

「免除願」及び必要な証明書類等を添えた上で、以下の受付期間に学生支援課奨学支援担当係にレターパックライトで郵送してください。レターパックライトの品名欄に朱書きで「授業料免除申請」と申請者の“学籍番号”を記入してください。**新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、申請者皆さんの感染リスクを下げるため、持参による申請は認めておりませんので、ご理解いただくようよろしくお願いいたします。**

受付期間：2021年2月3日(水)～2月17日(水)最終日消印有効

※申請の受理票を送付しますので、返信用封筒(定型郵便で送付できる長3サイズ)に返信先住所と学生氏名を記入し、同封してください。切手は張り付け不要です。

第二段階申請

第一段階申請を受け付けた方が対象になります。「第二段階申請書」「令和3年度所得・課税証明書(全部事項証明)」及び第一段階の不備書類(該当者のみ)を以下の受付期間に学生支援課奨学支援担当係に提出してください。

受付期間：2021年6月7日(月)～6月18日(金)最終日消印有効

二段階申請を郵送で行う場合は、レターパックライトを使用してください。受理票は同封せず、品名欄に朱書きで「第二段階申請 受理番号〇〇」と記入してください。

なお、この期間中は電話での問い合わせには対応できないこともありますので、質問等は受付期間前に行ってください。

※書類全部が2021年6月7日(月)より前に揃う場合は、その時点で申請しても構いません。

○令和3年度所得・課税証明書(全部事項証明)の取得について(重要)

令和3年度所得・課税証明書(内容が2020年1月～12月分)の発行は2021年1月1日に居住していた市区町村の役所にて5月中旬頃から発行されます(具体的な発行開始日は市区町村によって違います)。原則、第二段階申請で提出して頂く所得・課税証明書は収入・所得金額、住民税の課税額等すべてが記載されている全部事項証明**(「*」などで内容が隠れていな**

いもの)をご提出ください。以下は個別の取り扱いです。

- ①住民税の課税額のみ、もしくは非課税であることのみが記載されている課税・非課税証明書の場合、所得証明書も併せてご提出ください。
- ②所得・課税証明書が発行されない、もしくは証明書に正しい収入額が記載されていない場合、市・県民税申告が必要な可能性がありますので、市区町村の役所にて確認の上、申告を行ない証明書の発行を受けてください。
- ③一人暮らし等でさいたま市に居住しているが住民票を移していない方で、住民票のある市区町村では証明書が発行できなかった場合、さいたま市の方で発行できることがあります。

所得・課税証明書等の発行方法等で不明点があれば市区町村のHPを参照するか、直接役所にお問い合わせください。市区町村の所得・課税証明書(全部事項証明)の発行が第二段階申請の受付期間内に間に合わない場合は、第二段階申請期間内に「第二段階申請書」、第一段階申請の不備書類(対象者のみ)、及びいつ課税証明書を提出できるか記載したメモ(自由様式)を提出してください。第二段階申請期間内にこれらの書類が提出されなかった場合、第二段階申請をしなかったとみなし、以降書類は受理せず書類不備者として審査対象外とします。

3. 提出期限の厳守と超過した場合の措置

期限を守り、適切に手続を行った申請者への公平性および審査の遅延防止の観点から、不備・不足書類の提出および第二段階申請の期限を超過した場合の申請者への措置については次のとおりとします。

- 指定された期限を過ぎて提出された書類は受理しません。
- 指定された期限を過ぎてしまった場合でも、担当部署から連絡・督促は行いません。
- 指定された期限までに不備・不足書類等の提出をしなかった者については、「書類不備者」として取り扱い、審査対象外とします。

4. 注意事項

- ① 免除する額は、当該期分授業料の全額又は半額です。
- ② 免除結果の告知は、前期分8月、後期分12月に行う予定です。
なお、結果が告知されるまで、授業料は納付しないでください。
また、結果が半額免除又は不許可だった場合、前期分は2021年9月末、後期分は2022年3月末までに納付を完了しなければ「授業料未納者」となり、次期申請資格を失います。(前後期一括申請をしている者は、前期分が未納の場合、後期は審査されず「不許可」となります。)
- ③ 提出を求められた書類が提出期限までに未提出もしくは第二段階申請を行なわなかった場合、申請内容に虚偽があった場合は不許可になります。
- ④ 授業料免除関連の通知は、Web学生システムで告知します。
- ⑤ 申請書類が事実と異なっていたことが発覚した場合は、当該期以降1年間免除申請を受け付けません。

★ Web学生システムを通じて学生宛に連絡をすることがあります。常に確認を頂くか、モバイル等への転送設定をしておいて下さい。また、緊急の場合は電話にて連絡しますので、奨学支援担当の電話番号を登録しておいてください(TEL:048-858-3033)。

II 家計調書の記入要領

「家計調書」は、審査するための算定資料になります。この記入要領に従い、実状を正確に記入し、別紙「必要書類一覧」に記載の該当する必要書類(証明書類等)を添えて提出してください。

1. 共通事項

- (1) 2021年4月1日現在(現状からの予測)の状況を記入してください。
- (2) 家計調書は、ボールペン等(消えるペンは不可)で丁寧に記入してください。もし、誤記入等してしまった場合は二本線で抹消し、その上部等に正しい内容を記入して下さい。修正液等の使用はできません。
- (3) ※印は該当する事項を○で囲んでください(該当がない場合は無を○で囲んで下さい)。
- (4) 申請理由欄は、授業料免除を必要とする理由を具体的かつ詳細に記入してください。
[記入する理由等]
ア. 家計支持者が現在無職又は無職に近い状態で、経済的な収入が皆無若しくは僅少な場合は、その理由及び生活費の出所等。
イ. 家計支持者が現在病気療養中等の場合、現在の健康状態並びに今後の就業見通し等。
ウ. 同一世帯に就業できる年齢であるが、無職又は無収入の者がいる場合、その理由。

- (5) 同居・別居を問わず、申請者と生計を一にする家族全員(同一生計者)について記入してください。
- (6) 「本人の収入状況」の奨学金関係欄には、**2020年4月から2021年3月**(予定を含む)までに受給した奨学金をもれなく記入してください。
- (7) アルバイト欄は、**2020年1月から12月分**について記入してください。**長期・短期・在職中・退職済等を問わずアルバイトをした場合は「有」を○で囲み、収入額(源泉徴収票の支払金額(複数枚ある場合はその合計))を記入して下さい。**なお本学でのTAやRA、ワークスタディ等もアルバイトに含まれます。
- (8) 証明書類で発行日が明記されている場合、3ヶ月前以降に発行のものを提出してください。
- (9) 不明な点は、学生支援課奨学支援担当係に事前に確認してください。

2. 「就学者を除く家族」について

- (1) 職業欄は、会社員、公務員、自営業、農業、大工、無職等具体的に記入してください。
- (2) 「就学者を除く家族」の給与収入等、年金及びその他の所得欄については、2020年1月から12月分の収入・所得を下記の区分により記入してください。**課税収入(所得)・非課税収入(所得)の区別はありません。**
- (3) 複数の勤務先がある場合は、上記(2)に従い、区分して合計額を記入してください。
- (4) 普通徴収の勤務先がある場合は、必ず確定申告をしてください。

区 分	所得の種類
給与収入等	俸給、給料、賃金、役員報酬、賞与及び専従者給与、児童扶養手当、特別児童扶養手当、傷病手当、生活保護法による扶助費、失業給付金、高年齢雇用継続給付金等
年金	老齢年金、企業年金、遺族年金、障害年金、農業者年金、恩給等
その他の所得	農業、商業、工業、林業、水産業所得、開業医、弁護士、外交員、公認会計士、大工等、雑所得(利子・配当、家賃・地代、内職収入、個人年金等)

(注) 給与収入は源泉徴収票等の支払金額(千円単位)、その他の所得は確定申告書等の収入金額から必要経費を差し引いた金額(千円単位)を記入してください。

3. 「就学者」について

- (1) 「就学者」欄は、本人以外の同一生計の家族で、就学者(2021年度進学予定も含む)を記入してください。未就学児及び自宅浪人生は「就学者を除く家族」の欄に記入してください。
- (2) 在学学校名欄は、国・公・私立別を明記し、学校名を記入してください。
- (3) 2020年度授業料免除実施状況欄は、国立大学・国立高専に在学する就学者についてのみ記入してください。
- (4) 2021年4月より新たに就学する者は、在学学校名欄に鉛筆で学校名・進学予定と記入してください。

4. 特殊事情について

- (1) 臨時所得欄は、2020年4月から2021年3月の間(予定を含む)該当する所得がある場合に記入してください。
- (2) 母子・父子世帯に該当する世帯は願書該当部分の「有」に○を付し、申立書様式6及び申立書様式6に指定されている添付書類を提出してください。
- (3) 障害者に該当する者は、次のとおりです。
 - ア. 身体障害者福祉法第15条4項の規程により交付を受けた身体障害者手帳に身体障害がある者と記載されている者又はこれに準じる者
 - イ. 公害疾病の認定を受けた者でかつ当該公害による身体上に障害のある者
 - ウ. 原子爆弾によって被爆した者で身体の機能に障害のある者
 - エ. 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者、もしくは知的障害のある者と判定される者
 - オ. 常に就床を要し、複雑な介護を要する者
- (4) 長期療養者に該当する者は、申請時現在で6ヶ月以上にわたる期間療養中の者又は療養を必要と認められる者です。
- (5) 家計支持者別居欄は、主たる家計支持者が単身赴任により別居している場合で、別居のために特別な支出を要する場合が該当となります。
- (6) 災害関係欄は、申請時まで、日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があり、将来長期(2年以上)にわたり支出増又は

収入減になる場合が該当します。

東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震等で被災した世帯も該当します。

※風水害等の災害を受けた場合は、「罹災証明書」を提出願います。

(7) 独立世帯に該当する者は、以下の条件を満たした人です。

ア. 父母等と別居し住民票に学生本人しか記載されていないこと

イ. 父母等の扶養親族ではなく、自身の被保険者としての健康保険証を有していること

ウ. 収入が103万円以上であること（昨年勤めていた職場を退職し、本学に入学した学生は除く）

エ. 昨年独立生計を営んだ実績があること（日本学術振興会採用者は除く）

別記 授業料免除又は徴収猶予に関する経済の基準

1. 経済の基準（免除基準）

申請者と同一生計の家族の昨年の総収入金額（臨時所得及び本人の奨学金等を含む）から判定します。所得の種類・世帯の構成員等により違いがあるため一概に言うことはできませんが、目安として[4人世帯で家族構成が、父（所得者）・母（無職）・本人（自宅通学・奨学金なし）・弟（公立高校生・自宅通学）とした場合]の例を示します。

	大学院(修士・博士前期)	大学院(博士後期)
父が給与所得者	689万円以下	832万円以下
父が事業所得者	431万円以下	574万円以下

なお、独立生計者については、本人（配偶者を含む）の総所得金額により判定します。

2. 注意事項

・前後期一括申請であっても、審査は前期、後期と分けて行われます。そのため、前期と後期の結果は同じになるとは限りません。

・免除の許可は各期の申請状況と大学の予算枠により左右されます。基準を充たしていても必ずしも毎回許可が得られるとは限りません。

《問い合わせ・提出先》

埼玉大学 学務部 学生支援課 奨学支援担当係

住 所：〒338-8570 さいたま市桜区下大久保255

電話番号：048-858-3033

平 日： 8:45~12:15、13:15~16:45